



**緊急小口資金の新型コロナ特例措置が、3月末まで延期されます。
住居確保給付金の貸付期間が9→12ヶ月に延期されます。
新型コロナ対応休業支援金の対象期間が2月末まで延期されます。**

(2020年12月14日現在)

新型コロナの影響で

解雇 休業 減収

社会福祉協議会から

最大20万円

無利子
保証人不要

借りられます

緊急小口資金
(コロナ特例)

！ 年末ピンチ
！ お金がない
！ 生活費大変



総合支援資金も併用すれば、**最大80万円**借入れ可能。詳細は社会福祉協議会へ

次の方は、条件に合っても借りられません
・すでにコロナ特例の貸付を受けた人
・生活保護受給中
・自己破産(手続き中含む)
・世帯の中で既に貸付を受けたことがある人

コロナ特例なら、返済時にお所得の減少が続く、住民税非課税世帯なら、**返済免除**も可能
新型コロナの影響による特例措置は3月末まで(2020年12月14日現在)
申請から給付まで時間がかかる場合があります。お早めに申請してください。

緊急小口資金 生活費

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯のための貸付です。

住居確保給付金 家賃

新型コロナウイルス感染症の影響により、給与等を得る機会が当人の責に帰すべき理由・都合によらない理由で減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方も対象になっている給付金です。家賃実額(上限有)、3ヶ月(最長12ヶ月)。

総合支援資金 生活費

緊急小口資金と同様ですが、貸付上限は単身で月15万、二人以上世帯は月20万を上限に原則3ヶ月間です。詳細は下記に。

新型コロナ感染症にかかる 貸付・給付総合窓口

TEL : 075-354-8748

075-354-8776

(平日9-16時)

FAX : 075-354-8737



日本共産党京都市会議員団は、「貸付期間のさらなる延長」と「再度の利用が可能」となるよう求めています。

生活保護

生活保護はあなたの権利です。

お近くの日本共産党の議員にご相談ください。

新型コロナ対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対し、支給されます。詳細は右記に。

4月～9月分の申請は12月末まで。10月～12月分の申請は3月末まで。延長が発表され、**2月末までの分も**対象になります。

新型コロナ感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター



電話番号：0120-221-276

受付時間：月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15